

V. 要員の適格性（1/3）

➤ JQAは、JIS認証業務の実施にあたり、JIS認証業務に適格な要員を配置し、教育し、又必要な訓練を実施することにより、JIS認証業務の品質およびJISマーク表示制度の信頼性の維持・向上に努めます。

➤ JQAは、JIS認証業務の遂行に必要な、以下の要員を任命する資格手順を定めています。主なJIS認証業務の要員の分類と業務範囲は次のとおりです。

1) JIS審査計画担当者

申し込み内容に基づき、工場審査、17025調査、サンプリングおよび製品試験を実施するための審査計画の立案、作成を行います。

2) JIS審査員

申し込み者から提出いただいた品質管理実施状況説明書等の書類調査や認証に係る製造工場に対する現地調査を行い、工場審査報告書を作成します。

3) JIS17025調査員

試験を実施する（した）場所がJIS Q 17025の該当する要求事項およびJQAの要求事項に適合しているかの調査を行い、17025 調査報告書を作成します。

4) JIS製品試験員

申し込み者の指定する試験場所において、申し込まれた鈹工業品等に対する申し込み者の試験員による製品試験の実施に立ち会い、その立ち会い結果に基づいて試験実施報告書を作成します。また、当機構が登録している試験所等で実施した試験結果を評価・判定し、報告書を作成します。

5) JIS認証員

鈹工業品等認証省令に定められた審査の基準、該当JIS規格ならびにJQAの要求事項に基づき、製品試験成績書、工場審査報告書等を検証し、認証の妥当性を審議し、最終的に認証の可否を決定します。また、認証の可否の決定結果に基づき適合性評価報告書等を作成します。

V. 要員の適格性（2/3）

- JQAは、「服務等に関する規程」の定めに従い、要員に対して第三者の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってJIS認証業務の公正さおよび信頼を確保します。
- JQAは、申し込みに対してJIS認証業務実施の審査計画を立てるにあたり、当該申し込み製品の分野について専門性を有する審査員等を割り当てます。又、当該企業との間で利害関係のない審査員等を割り当てることにより、不当な影響を排除し、公平・公正な業務を行います。
- JQAは、次の事項に抵触する審査員等は割り当てません。
 - 1) 過去2年間当該企業に所属または直接の利害関係を持つ組織に所属していた。
 - 2) 当該企業に対して、過去2年間にコンサルティングを行った。

V. 要員の適格性（3/3）

➤ 要員の資格基準は以下のとおりです。

1) JIS審査員：

① 審査実務経験

- ・ 現地調査の業務またはこれに類似する業務に関し1年以上の実務の経験

② 標準化・品質管理に関する知識

（標準化および品質管理に関する講習）

- ・ 大学、短大または高等専門学校での品質管理科目の受講または
- ・ 品質管理に関する4日以上理解度試験のある外部講習を修了

③ JISマーク表示制度の部内教育受講（関連法令に関する講習）

④ JIS Q 9001に関する講習

⑤ JIS Q 17025に関する講習

⑥ JIS Q 17065に関する講習

⑦ 現地調査の業務に関わる日本産業規格に関する講習

2) JIS 17025調査員

① 試験業務の経験が3年以上、および試験分野の審査経験が2回以上

② JIS Q 17025に関する研修受講

③ JISマーク表示制度の部内教育受講

3) JIS製品試験員

① 試験業務の経験、またはJIS公示検査を2回以上

② JISマーク表示制度の部内教育受講

4) JIS認証員

① 製品試験の業務またはこれに類似する業務に関し1年以上の実務の経験

② JISマーク表示制度の部内教育受講（関連法令に関する講習）

③ JIS Q 17025に関する講習

④ 製品試験の業務に係る日本産業規格に関する講習